

議案第 5 号

地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の
一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

60歳に達した後の最初の4月1日以後の給料月額を従前の7割とする措置等について、地方公務員法(昭和25年法律第261号)に規定する分限処分の「降給」に該当することから、当該措置等の実施に必要な事項を定めるとともに、その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
羽曳野市条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年羽曳野市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、一般職の職員の給与に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第445号)附則に7項を加える改正規定を次のように改める。

附則に次の7項を加える。

(60歳を超える職員の給与の特例)

- 25 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第27項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする。
- 26 前項の規定は、臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員には適用しない。
- 27 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第29項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第25項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第25項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 28 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員が受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給

の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第 5 条第 1 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

29 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第 25 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 27 項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

30 附則第 27 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 25 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

31 附則第 25 項から前項までに定めるもののほか、附則第 25 項の規定による給料月額、附則第 27 項の規定による給料その他附則第 25 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第 3 条のうち、職員の退職手当に関する条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 10 号)附則に 6 項を加える改正規定中附則第 14 項に係る部分中「第 24 項」を「第 25 項」に改める。

第 12 条を第 13 条とし、第 11 条の次に次の 1 条を加える。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第 12 条 職員の方限に関する条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

第 2 条を次のように改める。

(降給の事由)

第 2 条 降給の事由は、法第 28 条の 2 第 1 項本文に規定する転任により現に遂行する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することとする。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 2 項を加える。

(60 歳を超える職員の給与に係る降給)

2 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)附則第 25 項の規定の適用を受ける職員に対する第 2 条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「及び一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)附則第 25 項の規定による当該職員に適用される給料表の給料月額の特例措置とする」とする。

(降給の手続の特例)

3 一般職の職員の給与に関する条例附則第 25 項の規定による当該職員に適用される給料表の給料月額の特例措置の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

附則第 8 条中「第 24 項から第 30 項まで」を「第 25 項から第 31 項まで」に改める。

附則第 9 条第 1 項及び第 2 項中「第 3 条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額」を「別表第 1 定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額」に改め、同条第 6 項中「、第 5 項」を「から第 5 項まで」に改め、「並びに新給与条例第 5 条第 3 項及び第 4 項」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新	旧
<p>(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)</p> <p>第 2 条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>附則に次の 7 項を加える。</u></p> <p><u>(60 歳を超える職員の給与の特例)</u></p> <p>25 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(附則第 27 項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 5 条第 1 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額とする。</u></p> <p>26 <u>前項の規定は、臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員には適用しない。</u></p> <p>27 <u>法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第 29 項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 25 項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額(以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第 25 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p>28 <u>前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第 5 条第 1 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適</u></p>	<p>(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)</p> <p>第 2 条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>附則に次の 7 項を加える。</u></p> <p><u>(60 歳を超える職員の給与の特例)</u></p> <p>24 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(附則第 26 項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 5 条第 1 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額とする。</u></p> <p>25 <u>前項の規定は、臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員には適用しない。</u></p> <p>26 <u>法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第 28 項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 24 項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額(以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第 24 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p>27 <u>前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第 5 条第 1 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適</u></p>

用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第 5 条第 1 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

29 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第 25 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 27 項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

30 附則第 27 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 25 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

31 附則第 25 項から前項までに定めるもののほか、附則第 25 項の規定による給料月額、附則第 27 項の規定による給料その他附則第 25 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(中略)

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 職員の退職手当に関する条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

(中略)

附則に次の 6 項を加える。

(中略)

14 一般職の職員の給与に関する条例附則第 25 項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

(中略)

第 4 条～第 11 条 省略

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第 12 条 職員の分限に関する条例(昭和 31 年羽

用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第 5 条第 1 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

28 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第 24 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 26 項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

29 附則第 26 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 24 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

30 附則第 24 項から前項までに定めるもののほか、附則第 24 項の規定による給料月額、附則第 26 項の規定による給料その他附則第 24 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(中略)

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 職員の退職手当に関する条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

(中略)

附則に次の 6 項を加える。

(中略)

14 一般職の職員の給与に関する条例附則第 24 項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

(中略)

第 4 条～第 11 条 省略

曳野市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

第 2 条を次のように改める。

(降給の事由)

第 2 条 降給の事由は、法第 28 条の 2 第 1 項本文に規定する転任により現に遂行する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することとする。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 2 項を加える。

(60 歳を超える職員の給与に係る降給)

2 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)附則第 25 項の規定の適用を受ける職員に対する第 2 条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「及び一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)附則第 25 項の規定による当該職員に適用される給料表の給料月額の特例措置とする」とする。

(降給の手続の特例)

3 一般職の職員の給与に関する条例附則第 25 項の規定による当該職員に適用される給料表の給料月額の特例措置の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

第 13 条 省略

附 則

第 1 条～第 7 条 省略

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 8 条 第 2 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第 25 項から第 31 項までの規定は、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は第 6

第 12 条 省略

附 則

第 1 条～第 7 条 省略

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 8 条 第 2 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第 24 項から第 30 項までの規定は、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は第 6

項の規定により勤務している職員には適用しない。

(改正後の一般職の職員の給与に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

第 9 条 暫定再任用職員(短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項において同じ。)の給料月額、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例別表第 1 定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、同条例第 5 条第 1 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例別表第 1 定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、同条例第 5 条第 1 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額に、羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3～5 省略

6 一般職の職員の給与に関する条例第 5 条第 2 項から第 5 項まで及び第 7 項から第 9 項まで、第 9 条並びに第 10 条の 2 の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

以下省略

項の規定により勤務している職員には適用しない。

(改正後の一般職の職員の給与に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

第 9 条 暫定再任用職員(短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第 3 条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第 5 条第 1 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第 3 条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第 5 条第 1 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額に、羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3～5 省略

6 一般職の職員の給与に関する条例第 5 条第 2 項、第 5 項及び第 7 項から第 9 項まで、第 9 条並びに第 10 条の 2 並びに新給与条例第 5 条第 3 項及び第 4 項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

以下省略